

## 電子行政オープンデータ実務者会議の開催について

平成 25 年 3 月 28 日  
高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定  
平成 25 年 6 月 14 日改定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 4 条の規定に基づき、「電子行政オープンデータ戦略」（平成 24 年 7 月 4 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定）が示す方針に沿って電子行政オープンデータ戦略に基づく施策に関する調査及び検討を行うため、電子行政オープンデータ実務者会議（以下「実務者会議」という。）を開催する。
- 2 実務者会議の構成員（オブザーバーを含む。）は、オープンデータに関し優れた識見を有する者のうちから情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する者と、関係府省から情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する者とする。
- 3 実務者会議に主査を置き、主査は、構成員のうちから情報通信技術（IT）政策担当大臣が指名する。
- 4 実務者会議は、関係機関に対して、資料の説明、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 実務者会議は、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
- 6 実務者会議の庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 7 前各項に掲げるもののほか、実務者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。